

—国家林业局—

国家林业局



- n 名称：国際知的財産保護フォーラム
International Intellectual Property Protection Forum “IIPPF”
- n 設立：2002年4月16日
- n 目的：IIPPFは、模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有する日本の企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、発足した団体です。
これまで、貴国に対しては、知的財産保護強化のための協力事業を推進すると共に、貴国の知的財産保護強化のための制度・運用の改善に関する建設的な意見交換を2002年から実施しています。
- n ホームページ：www.iipf.jp
- n 事務局：日本貿易振興機構（JETRO）
知的財産保護官民合同訪中代表団に関する連絡先： JETRO 北京センター知的財産権部
TEL：6528-2781
FAX：6528-2782

2007年9月

国家林業局 御中

国際知的財産保護フォーラム
座長 宗国 旨英

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

私ども国際知的財産保護フォーラム（以下、IIPPF）は過去に4回（2002年12月、2004年5月、2005年4月及び6月、2006年4月及び6月）、貴国の中央政府機関を訪問させて頂き、知的財産侵害品対策に関する建設的な対話をさせて頂きました。このうち、貴部へは2005年に初めて訪問させて頂き、今回が3回目となりますが、このような対話を継続させて頂きましたことに、まずは深く感謝を申し上げます。

IIPPFでは、2005年から、「協調と支援」という方針を明確に打ち出し、日中両国が相互に協力して双方懸案の問題を改善して行くという方向に歩みだしております。特に貴局の品種保護部局との間では、従来からの政府間での審査・技術協力に加え、昨年2月及び本年1月には、日本から育成者、種苗会社、種苗関係団体、弁理士等が農林水産省と合同で訪問し、育成者権の権利取得や権利行使について大変有意義な具体的な意見交換をさせて頂きました。

また、貴局による育成者権の保護については1999年にUPOV78年条約を批准されて以来、急速に発展されており、今後も益々の充実が図られることを期待しております。

さて、今回ご検討頂きたい優先的建議事項としまして（1）保護対象植物の拡大、（2）東アジア植物品種保護フォーラムの設置について取り上げさせて頂いており、本建議内容を私どもと貴局にて前向きに対応していきたいと考えております。

貴局が今回のIIPPFの訪問を受け入れて頂いた事に御礼を申し上げますと共に、本建議が貴国の知的財産保護問題の改善に寄与できることを切に願っております。

目次

第一 今回の優先的建議事項

第二 その他の建議事項

第一 今回の優先的建議事項

1. 保護対象植物の拡大
2. 東アジア植物品種保護フォーラムの設置について

優先的建議事項 1. 保護対象植物の拡大

植物新品種保護条例における保護対象植物をさらに拡大していただきたい。

貴局におかれましては、現在 78 属種の植物を保護対象とされ、さらに第 5 次の植物新品種保護リストの追加を予定されているということで、改めて貴局の品種保護強化に対する取組に敬意を表する次第です。

しかしながら、農産物流通の国際化が進展する中で、植物の新品種の権利を適切に保護するためには、貴国においても保護対象植物の範囲をさらに拡大することが重要であると認識しております。我が国の育成者からもニホングリの植物新品種保護リストへの追加を要望する意見もあり、更なる保護対象植物の拡大への期待が高まっているところです。

保護対象植物が拡大されることによって得るメリットは、我が国だけのものではなく、貴局にとっても海外からの出願が増え、安定した制度運営が可能となるほか、貴国の農業者にとっても新しい優れた品質の品種を導入し、活用できる等のメリットがあると思われます。

引き続き、UPOV 91 年条約の早期批准、又は植物品種保護条例の改正による、更なる保護対象植物の拡大について、検討していただきますようお願いいたします。

なお、本年 4 月には我が国の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が保護対象リストにニホングリを追加する推薦書を貴局に提出し、届いていることと思いますので、保護対象品種リストへの追加検討をよろしくお願いします。

優先的建議事項2. 東アジアフォーラムの設置について

東アジアにおける植物品種保護制度の発展のため、地域における制度の協調・協力を進めるための対話の場である「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置に向け、両国の連携を深めたい。

- (1) 植物品種保護制度の整備とその国際的な協調は、知財保護に裏打ちされた自由貿易を促進する上でも、また各国が海外の優良品種の導入を図る上でも必須であり、その重要性については、両国の共通認識となっていると理解しています。
- (2) 他方、東アジア地域（日本、中国、韓国及びASEAN諸国）では、これまでに5カ国（日本、中国、韓国、シンガポール、ベトナム）がUPOVに加盟しているものの、ヨーロッパ、北中米地域等と比較して、制度の整備とその完全な運用のために必要な人材の確保、権利行使の支援を含む制度運営能力等が未だ十分とは言えない状況にあります。
- (3) 東アジア各国間の関係は、歴史的・地理的・経済社会的にも大変に深いものがあり、さらに、近年の域内における経済連携の強化が、各国におけるめざましい経済発展の源泉ともなっています。農業や種苗産業においても、貿易や投資を通じた域内の交流の一層の拡大が期待されているところです。
そのため、域内の品種保護制度の発展を目指し、各国がこれまでの制度の運営を通じて得た知識や経験の共有を図ること、また制度整備に向けた条件を整備するための協力や支援等を進めていくことが不可欠であると考えます。また、域内における植物品種保護制度を世界規模においても調和のとれたものとして整備・拡充していくことが必要であり、そのため、各国のUPOV加盟も併せて促進していくことが重要と考えています。
- (4) このため、各国が制度の整備促進と地域としての協調・協力の重要性について共通の現状認識を形成し、その上で、地域共同の取組みを進めていくことが重要であり、地域の大国である貴国と我が国とが共同のイニシアティブにより、これに取り組んでいくことを強く希望します。
- (5) このような共同の取組みを進めるためには、まず各国の制度整備の状況及びその背景となっている固有の事情について共通の理解を醸成しつつ、次に域内の植物品種保護制度の発展のために地域全体として取り組むべき事項について幅広く議論し、それに向けて参加各国が取り得る実践的な協力の可能性を模索することが不可欠であると考えます。
- (6) このため、日本として、域内におけるハイレベルの対話の場である「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置を提唱したいと考えています。本フォーラムは、

- ① 各国の制度及び制度を取りまく状況の認識、制度運営上の経験の共有
 - ② 制度運営能力の向上、審査・登録業務の合理化、適切な権利行使等についての各国間の協力促進
 - ③ 各国制度の整備・調和の段階的な促進
- を目的とすることを想定しています。

(7) こうした目的の下、フォーラムでは、植物品種保護に関する各国の知識及び経験の共有を図るとともに、制度の調和に向けた取組みや運営面における協力の方策等について意見交換を進めることを想定しています。具体的には、次のような議題が考えられます。

- ① 各国における取組みの状況報告
- ② 制度の国際的調和に向けた検討
- ③ 制度運営に当たる人材の育成・確保に関する国際協力の方策
- ④ 審査・登録業務の合理化に向けた取組みの方策
- ⑤ 権利行使や権利保護対策に関する情報交換、共同の取組み

(8) さらに意見交換の結果に基づき、参加国の自発的取組みとして、地域間（二国間を含む）の共同作業としての具体的な協力を促進することを想定しています。具体的な協力活動として想定されるものとしては、

- ① 各国の得意分野を活かした制度運営能力の向上に対する協力
- ② 審査・登録業務の大幅な合理化に向けた各国の協調及び協力
- ③ 適切な権利行使のための協力を考えています。

(9) 日本国政府は、本年10月4日及び5日、UPOVとの共同で、「アジア地域における植物品種保護制度に係る協力と協調に関するワークショップ」を開催することとしており、この中で、日本国政府は参加者に対し、「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置を提案する予定です。

続いて、日本国政府は、ASEAN+3農業担当大臣会合（AMAF+3）での本構想の提唱を行い、参加各国政府に対する外交ルートを通じた正式な参加要請を行うことを検討しています。その上で、フォーラムの第1回会合は、2008年夏を目途に東京で開催することを目標としています。

(10) 貴国におかれましては、本フォーラムの趣旨についてご理解を賜りますようお願いいたします。その上で、本年10月のワークショップでの本フォーラムの共同提案、また、ASEAN+3農業担当大臣会合（AMAF+3）での本構想の共同提唱について、ご検討を頂きますよう、お願い申し上げます。

第二 その他の建議事項

建議 1

植物新品種保護条例第 6 条における品種権の範囲が、繁殖材の商業目的の生産または販売に限られており、違法に増殖された繁殖材の輸出入を防止するため、輸出入の行為についても品種権の範囲に追加していただきますようお願いします。

建議 2

権利侵害種苗の輸出入を防止するため、知的財産権海関保護条例第 2 条を改正し、保護対象知的財産権に品種権を追加することを海関総署に建議しておりますので、お力添えをお願いします。

建議 3

品種保護制度の運用と適切な権利行使のための環境整備について一層の改善をお願いするとともに、権利行使の実効性の確保が図られるよう関係取締機関への働きかけを併せてお願いします。

本年 1 月には、貴国での品種権取得をめざす種苗関係者等と農林水産省からなる官民合同訪中団を派遣し、貴局と実際の権利取得や権利行使に関する意見交換を行い、具体的内容について確認することができました。

貴局への数次の訪問によって、貴国における品種保護制度の整備、充実が急速に図られつつあることが認識でき、貴国での権利取得や権利行使に関する疑問や不安など、我が国の育成者が抱えていた問題についても着実に理解されてきております。今後は、貴国への出願が増加し、両国の農業経済が活性化することが最大の目標であり、そのためには実際の権利取得が積極的に行われ、実効性ある権利行使が適切に行われることが重要であると考えます。

については、今後も品種保護制度の運用と適切な権利行使のための環境整備について一層の改善をお願いするとともに、権利行使の実効性の確保が図られるよう関係取締機関への働きかけを併せてお願いします。

以上